算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.932

β　0.932

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.932

β　0.932

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛4,266 千円 ×（A × B）＋ 1,419 千円 ×（C × D）｝× 0.0370125

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　Aに 0.020 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.19

β　1.01

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.502

β　1.502

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.385

β　1.378

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛4,248 千円 ×（A × B）＋ 1,312 千円 ×（C × D）｝× 0.036975

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　Aに 0.019 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.78

β　1.82

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。